

枚方京田辺環境施設組合職員定数条例

平成28年7月1日

条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第172条第3項の規定に基づき、職員の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、枚方京田辺環境施設組合事務局に勤務する一般職の常勤の職員をいう。

(職員の定数)

第3条 職員の定数は、12人以内とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。